

議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年3月2日（月曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時12分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	五 本 幸 正

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（4名）を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高田 真里委員、成田委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、大きな協議事項1番目の3月定例会の運営についてであります。

初めに、代表質問については3名の方から通告がありました。また、一般質問については21名の方から通告がありました。

そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではそのように決定いたします。

なお、改めて申し上げますが、代表質問の質問時間については、自由民主党が60分以内、公明党が25分以内、社会民主党議員会が2

0分以内となりますので御承知おき願います。
次に、2つ目の追加議案についてであります。
さきの本委員会においてお示した、副市長、
教育委員会教育長、教育委員会委員、公平委
員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人
権擁護委員の6つの追加人事案件に加え、さ
きの議案説明会で説明がありましたとおり、
包括外部監査契約締結の件が定例会最終日に
追加提案される予定になっております。
この包括外部監査契約締結の件の議案書につ
いては、3月24日（火曜日）に会派控室に
配付されますので御承知おき願います。
また、この件の議案質疑の通告については、
議案質疑が行われる日の前日の午後5時まで
となりますので、3月24日（火曜日）の午
後5時までにお願います。
なお、この包括外部監査契約締結の件の委員
会付託についてですが、所管の委員会の意向
に基づくこととしております。
このため、この件については所管の総務文教
委員会で意向を決めていただくこととしたい
と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この協議結果につきましては、改めて、委員の皆さんに御報告いたします。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり陳情1件であります。

なお、令和2年分陳情第2号 政務活動費の趣旨・性質・運用指針などにつき「市民との意見交換会」開催に関する陳情については、議会運営委員会へ付託される予定でありますので御承知おき願います。

次に、4つ目の意見書・決議につきましては、これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり陳情形式2件であります。また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、11日（水曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、12日（木曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました2件の意見書（案）と合わせて、18日（水曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

次に、大きな協議事項2番目の富山市議会会議規則の一部改正についてであります。

この一部改正の内容及び新旧対照表については、お手元に配付のとおりであります。

なお、この改正案については、2月18日に開催されました各派代表者会議において改正の趣旨について了承が得られております。

そこで、この改正につきましては、今後、法規担当課と詳細を最終調整の上、議会運営委員会の議員提出議案として今定例会補正予算等の採決日となる3月13日（金曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、本議案の議案質疑の通告については、議案質疑が行われる日の前日の午後5時までとなりますので、3月12日（木曜日）の午後5時までにお願いたします。

次に、大きな協議事項3番目の新型コロナウイルス感染症対応についてであります。

このことについて、去る2月28日に開催されました各派代表者会議において、議長から、本委員会にて、特に、議会運営面からの対応

を協議してほしい旨のお話がありました。
また、この各派代表者会議の中で提案のありました、議員の呼びかけに応じて来場する傍聴者への対応についても、明後日、3月4日（水曜日）には代表質問が始まることから、議長から合わせて協議してほしいとの依頼を受けております。

新型コロナウイルスは国内での感染が急速に拡大しかねない状況であることから、本市議会としても感染を未然に防ぐための対策が必要であると考えております。

そこで、お手元に資料を配付してありますので御覧ください。

皆さん御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、国内での感染が急速に拡大しかねない状況であることから、手洗いの励行や咳エチケットといった基本的な事項はもちろんのこと、状況に応じて、本市議会においても次の対応を講じたいと思います。

まず、大きい項目の1つ目、議会運営に係る対応についてですが、体調不良の場合、国の基本指針に従って、欠席・自宅療養等の判断を行ってください。なお、本会議、委員会及び諸会議等を欠席する際は、事前に事務局へ電話連絡するものとし、後日、必要に応じて欠席届を提出してください。

以下は、厚生労働省ホームページからの抜粋ですが、新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安について、1つに、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控える。2つに、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方については、帰国者・接触者相談センターに御相談ください、ということが記載されています。

次に、欠席する議員・委員が多く、本会議や委員会の定足数を満たさない状況となった場合、会議の延会措置や定例会の日程の変更等を状況に応じて検討することとします。

次に、質問等の発言通告を行った議員が当日の本会議を欠席した場合、会議規則第52条第3項の規定により、通告の効力を失うこととなります。なお、会議規則第52条第3項は以下のとおりです。

引き続き、裏面を御覧ください。大きい項目の2つ目、傍聴者等への対応についてですが、このことについてはすでに実施済みであり、厚生労働省が作成されましたポスター「感染症対策へのご協力をお願いします」と「新型コロナウイルスQ&A」を議場傍聴席入口、7階ロビー及び各委員会室入口に掲示し、傍聴

者等へ感染症対策の意識啓発を行っております。

また、議場傍聴席入口及び7階ロビーにアルコール消毒液を配置しています。なお、準備ができ次第、各委員会室入口にも配置を予定しています。

なお、手洗い、咳エチケット等の徹底への協力依頼及びアルコール消毒液の設置のお知らせについては、市議会ホームページにも掲載済みであります。

次に、大きな項目の3つ目に入る前に、参考までに富山県の新型コロナウイルス感染症対策本部からの案内も配付しておりますので、そちらを御覧ください。

裏面の「1 開催にあたっての基本的な考え方」の感染リスクが高く、原則中止または延期するものとして、不特定多数が参加する屋内イベント、食事の提供を伴うもの（屋内、屋外を問わない）が挙げられております。

そこで、本会議等の傍聴については、特定の限られた方が対象であり、食事の提供も伴わないことから、これらのいずれにも該当せず、また、地方自治法に定める会議公開の原則からも、傍聴に制限をかけることは難しいと思われれます。

そこで、元の資料の3にお戻りください。

2月28日に開催されました各派代表者会議において問題提起のあった件についての対応ですが、議員が支援者等に対して、本会議、委員会及び諸会議等の傍聴を呼びかける場合には、次の事項を守るとともに、感染防止対策への協力を依頼してください。

1つに、発熱や風邪の症状が見られる方には傍聴の呼びかけを控えること、2つに、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方には傍聴の呼びかけを控えること、3つに、実際に傍聴される方には手洗いの推奨を行うこと、以上であります。

次に、大きな項目の4つ目、その他の対応についてですが、感染予防として、本会議の開会前及び休憩ごとに、演壇と質問席のアルコール消毒を行いたいと思います。

なお、マスクについてですが、全国的な品不足が続いていることから、マスクの着用は議員、市当局ともに、これまでどおり、個々の判断で行っていただければと思います。

新型コロナウイルス感染症対策についての説明は以上であります。

本市議会として、新型コロナウイルス感染症への対応については、感染の状況を見ながらではありますが、今ほど申し上げたとおり進めていきたいと思いますが、このことについ

て、何か質問等はありませんか。

高田 重信委員 厚生労働省が作成されたポスターには感染症対策と書いてありますが、アルコール消毒の仕方が載っていません。
アルコール消毒の際に、消毒液のポンプを軽く1回押すだけでは全然意味がなくて、ポンプをぐっと最後までしっかりと押さないと消毒液がしっかりと手に行き渡らないという情報を得ました。
このことについては、知恵として知っていればいいのか、ここに書くべきなのか。それはそれぞれの判断にお任せします。蛇足でした。

委員長 質問がないようですので、この程度にとどめます。
なお、今ほど説明しました資料については、後ほど全議員へ棚入れします。
議員各位におかれましては、体調管理について、今まで以上に十分注意していただければと思います。
最後に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から今年で9年が経過いたします。そこで、議長から、3月11日（水曜日）の本会議では本市議会としても議場において弔旗を掲揚し、また、本会議の冒頭で、議長席

に着座にて哀悼の意を表した後に黙禱をささげたい旨の意向が示されておりますので、御承知おき願います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、3月12日（木曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 3 月 定 例 会
(令和 2 年 3 月 2 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 真 里

署名委員 成 田 光 雄